

茨木市立生涯学習センターZEB導入設計・施工業務
要求水準書

令和4年（2022年）6月1日

茨木市

目 次

I 総則	1
1 要求水準書について	1
2 関連法令・基準・計画等	1
II 業務内容	5
1 業務の目的	5
2 本施設の概要	5
3 業務概要	6
4 業務期間	7
5 成果物	7
6 打合せ協議	8
7 注意事項	8
8 損害賠償責任	8
9 資料の貸与	8
10 必要事項の補充	8
11 疑義解決	8
III 要求水準	9
1 総合	9
2 建築・設備に関する要求仕様	9
3 業務別の要求仕様	12
4 リスク分担表	18
5 提出書類	21

I 総則

1 要求水準書について

(1) 要求水準の目的・位置づけ

本要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、茨木市（以下「市」という。）が発注する茨木市立生涯学習センターZEB導入設計・施工業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により選定された受託候補者（以下「事業者」という。）に対し、本業務の適正かつ確実な実施を図ることを目的として示すものである。

要求水準は、市が本業務に求める基本的な水準を規定するものであり、事業者は要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本業務に対しさらに良質な機能形成に向けた提案を自由に行うことができる。

(2) 要求水準の遵守

事業者は、本業務の実施において要求水準を遵守しなければならない。市は、事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するため、業務のモニタリングを行うものとする。

(3) 提案内容の優先適応

事業者の技術提案書の内容が要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本業務の要求水準として、優先的に適用されるものとする。

(4) 要求水準の変更

市は、本業務の業務期間中に要求水準の見直しを行い、その変更を行うことがある。市は、要求水準の変更を行う場合は、事業者と協議の上、必要な手続きを行うものとする。

2 関連法令・基準・計画等

各業務の実施に当たっては関係法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本業務の要求仕様と照らし適宜参考とすること。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は全て公募時点において最新版を適用すること。

なお、本業務の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおりである。

(1) 関連法令等

ア 法令

- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法

- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 計量法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 地方自治法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 文化財保護法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ ガス事業法
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ その他関連する法令等

イ 条例等

- ・ 大阪府建築基準法施行条例
- ・ 大阪府建築基準法施行規則
- ・ 茨木市建築基準法施行細則
- ・ 大阪府環境基本条例
- ・ 茨木市公害防止条例
- ・ 茨木市公害防止条例施行規則
- ・ 茨木市火災予防条例
- ・ 茨木市火災予防条例施行規則
- ・ 茨木市下水道条例
- ・ 茨木市文化財保護条例
- ・ 茨木市文化財保護条例施行規則
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・ 同施行規則
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例
- ・ 同施行規則
- ・ 大阪府文化財保護条例
- ・ 同施行規則

- ・ 茨木市建築基準法施行条例
- ・ 茨木市環境基本条例
- ・ 茨木市土砂埋立て等の規制に関する条例
- ・ 同施行規則
- ・ 茨木市道路占用規則
- ・ 茨木市における大阪府福祉のまちづくり条例施行細則
- ・ 茨木市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則
- ・ 茨木市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則
- ・ 茨木市コスト表記実施要綱
- ・ 茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱
- ・ その他関連する条例、規定等

(2) 各種基準等

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
〔国土交通省〕
- ・ 建築工事標準詳細図〔国土交通省〕
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）〔国土交通省〕
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）〔国土交通省〕
- ・ 建築設計基準〔国土交通省〕
- ・ 建築設備設計基準〔国土交通省〕
- ・ 建築設計基準の資料〔国土交通省〕
- ・ 建築構造設計基準〔国土交通省〕
- ・ 建築構造設計基準の資料〔国土交通省〕
- ・ 構内舗装・排水設計基準〔国土交通省〕
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料〔国土交通省〕
- ・ 建築設備計画基準〔国土交通省〕
- ・ 営繕工事写真撮影要領〔国土交通省〕
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針〔一般財団法人 日本建築センター〕
- ・ 建築工事監理指針〔国土交通省〕
- ・ 電気設備工事監理指針〔国土交通省〕
- ・ 機械設備工事監理指針〔国土交通省〕
- ・ 建築保全業務共通仕様書〔国土交通省〕
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等〔国土交通省〕
- ・ 内線規程〔社団法人 日本電気協会〕
- ・ 高圧受電設備規程〔社団法人 日本電気協会〕
- ・ 高調波抑制対策技術指針〔社団法人 日本電気協会〕
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針〔環境省〕
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル〔環境省〕
- ・ 公共建築工事積算基準〔国土交通省〕
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準〔国土交通省〕

- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 [国土交通省]
 - ・ 公共建築数量積算基準 [国土交通省]
 - ・ 公共建築設備数量積算基準 [国土交通省]
 - ・ 建築設計業務等電子納品要領 [国土交通省]
 - ・ 営繕工事電子納品要領 [国土交通省]
 - ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編・営繕工事編】
[国土交通省]
 - ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
 - ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - ・ 建築工事安全施工技術指針
- ※ その他本業務の実施にあたり必要となる関係法令、基準等

Ⅱ 業務内容

1 業務の目的

本市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を令和4年3月に宣言し、この目標実現のために、市有施設における高効率設備や再生可能エネルギーの導入に、より積極的に取り組むことが必要となっている。また、将来の災害発生に備え、停電時の電力供給等による避難所機能の強化が課題となっているところである。

茨木市立生涯学習センター（以下「本施設」という。）は、本市の生涯学習の拠点施設として供用を開始してから17年を経過し、様々な設備の更新時期が到来している。本施設は本市の主要な公共施設の1つであり、地域における低炭素社会を実現するための重要な施設である。また、本市地域防災計画において、指定避難所に指定しており、災害時における防災機能の強化が求められる施設である。そこで、設備更新等に伴いレジリエンス強化型ZEBを達成し、民間ノウハウを活用した更なる脱炭素化、災害発生時の機能向上を図るため、本業務を実施するものである。

本業務は基本改修設計に基づく空調熱源等の設備更新に併せてZEB導入を行うものであり、ZEB導入は、環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業）（以下「補助事業」という。）の採択を得て実施するものである。

なお、補助事業の不採択など、補助金が活用できなかった不測の事態の場合には、基本改修設計に基づき、空調熱源等の設備更新に限定した改修を行うものとする。

2 本施設の概要

(1) 施設の概要

ア 施設名称	茨木市立生涯学習センターきらめき
イ 所在地	〒567-0028 大阪府茨木市畑田町1番43号
ウ 電話番号等	電話：072-624-8182、ファックス：072-622-1268
エ 開所時間	午前9時から午後10時まで（情報コーナー、展示コーナーは午後6時まで。プリント室は午後5時まで）
オ 受付時間	休所日を除き、午前9時から午後5時まで
カ 休所日	火曜日、12月28日から翌年1月4日まで、その他臨時休所日
キ 供用開始月	平成16年10月
ク 施設用途	集会所施設

(2) 敷地の条件

ア 敷地面積	7,263.58㎡
イ 用途地域	準工業地域
ウ 高度地区	第五種高度地区
エ 防火地域	準防火地域

(3) 建物の条件

ア 延床面積	11,197.10 m ²
(ア) 本館棟	7,404.01 m ²
(イ) 駐車場棟	3,562.59 m ²
(ウ) 自転車置場本館側	126.72 m ²
(エ) 自転車置場図書館側	103.78 m ²

イ 主要構造

(ア) 本館棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上4階
(イ) 駐車場棟	鉄筋コンクリート造	地上4階
(ウ) 自転車置場本館側	アルミニウム造	平屋建
(エ) 自転車置場図書館側	アルミニウム造	平屋建

ウ 本館棟構成

(ア) 1階	アトリエ、和室、工芸室、陶芸室、キッズルーム、サポートルーム、多目的室、連絡室、警備員室、事務室、応接室
(イ) 2階	食工房、音楽スタジオ、録音スタジオ、多目的スタジオ、ホール、ホール控室1～3
(ウ) 3階	研修室301～304、会議室305～307、オペレーター室、親子室、プリント室、倉庫
(エ) 4階	IT学習室、学習室401～6、アシスタントルーム、講師室

3 業務概要

(1) 設計等業務

ZEB、Nearly ZEBまたはZEB Ready（以下これらのランクをまとめて「ZEB」という。）の認証基準を満たし、かつ、補助事業の要件を満たすよう、現場調査等必要となる調査を実施したうえで、ZEB化実施設計を行う。また、必要な範囲で基本改修設計の修正を行うほか、補助事業の申請に関する支援を行うとともに、建築物エネルギー性能表示制度（BELS）によるZEB認証取得手続きを行うこと。業務の詳細は、「12-3 業務別の要求仕様」のとおりとする。

【設計等業務の範囲】

ア 設計等業務【その1】

- (ア) ZEB化実施設計業務
- (イ) 基本改修設計修正業務
- (ウ) 補助金申請業務

イ 設計等業務【その2】 ※補助金が活用できなかった場合は実施しない

- (ア) BELS認証取得業務
- (イ) 補助金完了実績報告等支援業務

(2) 施工業務

ZEB化実施設計に基づきZEB化改修に係る工事を実施する。補助金が活用できなかった場合には、基本改修設計を基本とした内容（(1)ア(イ) 基本改修設

計修正業務による実施設計内容)で施工業務を行うこと。業務の詳細は、「3 業務別の要求仕様」のとおりとする。

【施工業務の範囲】

- ア 建築工事
- イ 電気設備工事
- ウ 機械設備工事

(3) 工事監理業務

実施する施工業務の内容に応じて工事監理を行う。ただし、工事監理業務は補助金が活用できなかった場合は、市が工事監理業務を実施する。業務の詳細は、「3 業務別の要求仕様」のとおりとする。

【工事監理業務の範囲】

- ア 工事監理業務

4 業務期間

(1) 業務全体の履行期間

設計等業務【その1】に係る契約締結日から令和6年1月31日(水)まで

(2) 業務別の履行期間

ア 設計等業務【その1】

契約等締結日から令和5年8月31日(木)

イ 設計等業務【その2】、施工業務及び工事監理業務

補助金交付決定日から令和6年1月31日(水)まで

(補助金が活用できなかった場合は令和6年2月29日(木)まで)

※補助金交付決定日は、令和4年度補正予算に係る補助事業の公募がある場合は、令和5年7月中旬以降になる見込。令和5年度補助事業に係る補助金交付決定日は、令和5年8月下旬以降となる見込。

※補助対象経費部分の着手は、補助事業の交付決定後とすること。なお、補助対象経費及び補助対象外経費については、補助申請を行う「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(レジリエンス強化型 ZEB 実証事業)公募要領」(一般社団法人静岡県環境資源協会)を参照する等、参加者が適切に判断すること。

ウ 受託者は、国の求める補助事業の実績報告書類等の作成について、補助事業が定める期間において、主体的な支援を実施すること。

5 成果物

- (1) 設計等業務成果物(「21~23 5 提出書類」に記載) 一式
- (2) 施工業務成果物(「23・24 5 提出書類」に記載) 一式
- (3) 工事監理業務成果物(「25 5 提出書類」に記載) 一式

6 打合せ協議

業務の円滑な進行を図るため、常時、発注者と緊密な連絡関係を構築し、発注者が求める場合には打合せを行い、誠意をもって業務を遂行すること。なお、打合せ後には事業者において記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

7 注意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、事前に発注者と十分協議し、調査を行うこと。
- (2) 本業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、事業者が負担すること。
- (3) 成果品の管理及び帰属は茨木市とする。事業者は市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。また、関係機関から提供を受けた資料については、管理、保管を行うとともに、情報の外部への漏洩については十分注意すること。

8 損害賠償責任

事業者は、本業務の履行の結果、事業者の責めに帰すべき理由により、市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

9 資料の貸与

本業務の実施に必要な本市が所有する資料等については、市が事業者に貸与するものとし、事業者は、本業務の目的以外に当該資料等を利用してはならない。なお、事業者は、業務完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を市に返還するものとする。

なお、貸与する資料については、その内容を市が保証するものではない。事業者の責任において必要な調査等を行ったうえで業務を実施すること。

10 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、要求水準書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、事業者の責任と負担において補充するものとする。

11 疑義解決

要求水準書に疑義が生じた場合には、本市と事業者が協議のうえ、解決するものとする。

Ⅲ 要求水準

1 総合

- (1) 補助申請を行う「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（レジリエンス強化型 ZEB 実証事業）公募要領」の要件を満たすこと。
- (2) 本業務により、本施設を Z E B の定義のうち、「ZEB」、「Nearly ZEB」または「ZEB Ready」に改修すること。
- (3) 本業務全般に Z E B プランナーが関与すること。
- (4) 本施設の運営・業務に配慮した計画とすること。
- (5) 本施設が指定避難所であることを考慮して、設計・施工を行うこと。なお、本施設における避難所運営に関する条件等は、別添「避難所利用室対象リスト」を参照すること。
- (6) 各室の稼働状況等については別添「施設カルテ」及び貸与資料の「照明設備現況機器リスト」を参照すること。
- (7) 補助事業の活用に向けて、事業者が有する技術及び経験を最大限駆使して業務を遂行すること。
- (8) 補助金が活用できなかった場合（補助金不採択の場合、補助事業の事業内容の変更等により本業務が補助対象外となった場合及び事業費上限額超過等※により補助金申請を見送った場合）には、基本改修設計を基本に設計等業務で修正した内容で施工業務を行うこと。
※事業費上限額超過等…設計等業務において、補助要件を満たすための経費が4億9千万円を超えることが明らかになった場合、又は、補助金充当後の市負担額が2億1,441万円を超えることが明らかとなった場合。ただし、これらに該当する場合であっても、市の判断により補助金申請を行うことがある。
- (9) 生涯学習の一環として、また、脱炭素の実現に向けた市民啓発に活用するため、本業務内容、効果等をまとめたものを作成し、生涯学習や脱炭素の実現に向けた市民啓発の活用を協力すること。

2 建築・設備に関する要求仕様

- (1) 共通事項
 - ア 安全性、操作性、維持管理性、更新性の高い設備、計画とすること。
 - イ 本施設及び本施設近隣への影響（騒音、臭気、振動、排熱、高調波等）に配慮すること。
 - ウ 環境負荷の少ない設備を採用すること。
 - エ 長寿命化に配慮し、耐久性の高い機器や材料を採用すること。
 - オ 費用対効果の最も高い設備を採用すること。
 - カ 既存建物や設備に影響を極力与えない設備とすること。
 - キ 必要な各種調査（法令調査、図面調査、現場調査、周辺の交通規制調査、アスベスト含有調査等）を実施すること。
 - ク 材料は「F☆☆☆☆」や「グリーン購入法」対応品を使用すること。
 - ケ 設備の設置に際し、現状の景観を過度に損なわないこと。

- コ 水害ハザードマップにおける想定浸水深を考慮し、補助事業の要件を満たす対応を行うこと。
- サ 既存設備を損傷した場合は事業者の負担で復旧すること。
- シ 屋外の配管支持材等は耐食性に配慮すること。なお、ボルト・金物類はステンレス製とし、インサートは金属拡張アンカー（ウェッジ式等、締付け方式でコーンとボルトが一体のもの。拡張確認がトルク管理により可能なタイプを採用すること。）又は接着系アンカーを使用すること。接着系アンカーを使用する場合、強度の確認及び試験報告書を提出すること。
- ス 保温工事等に使用するシーリング材は J I S A 5758 (建築用シーリング材) によるものとする。また外部に使用するシーリング材は J I S A 5758 (建築用シーリング材) による主成分を變成シリコーン系 2 成分形のものとする。また、塗装部位はノンブリード型とすること。
- セ 設置工事に伴う電気主任技術者等の立会費用は、事業者の負担とする。
- ソ 職員及び関係者（避難所関係者含む）が容易に扱えるよう操作性に配慮すること。

(2) 空調・換気

- ア 基本改修設計で更新対象としている設備は必ず更新対象とすることとし、その他の設備については Z E B を達成するために必要な設備の改修により当該建築物の 1 次エネルギー消費量の削減を図ること。
- イ 各室、各空間の用途に応じ、省エネルギー・室内環境を考慮した最適な空調システムとすること。
- ウ ホールや吹抜け部分等の大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムとすること。
- エ 設備能力のダウンサイジングを行う場合には合理的な根拠を示し、市と協議を行うこと。
- オ 熱負荷計算は「建築設備設計基準（最新版）」に準拠した計算ソフト等によるものとするが、市と協議のうえ、合理的な根拠に基づき機器選定における補正值設定等を行ってもよい。
- カ 1 階機械監視員室で一元監視、集中管理を可能にすること。
- キ 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること。
- ク 臭気低減仕様とすること。
- ケ 室外機の排熱先に支障がある場合には、ルーバー等を取付けること。
- コ 空調設備等の設置に必要な壁貫通部分の処理等の建築付帯工事（止水処理、アルミパネル設置等）を行うこと。
- サ 空調室外機にはスプリング防振対策を実施すること。そのうえ、機器番号を明記すること。
- シ 空調室外機の機械基礎は空調設備メーカー技術指針に準拠した構造とすること。
- ス 空調室外機の据え付けに際しては、耐震性能を甲類とした上で、耐震計算を実施し計算書を提出すること。
- セ 冷媒管は非常用進入口及び避難動線等に干渉しない位置に配管すること。

- ソ 既設構造体（柱、梁、構造壁）の貫通は禁止する。なお、雑壁・ALC・コンクリートブロック等を貫通する必要がある場合は市の了解を得たうえで、鉄筋探査等で鉄筋を損傷しないよう配慮すること。なおALC・コンクリートブロックを貫通する場合φ100以下とし、必要に応じて強度計算を行うこと。
- タ 配管のため窓ガラスをアルミパネルに変更する場合、カーテン、窓の開閉及び採光等の影響を最小限に留めること。アルミパネルは3mm以上の厚さとする。
- チ 換気による熱負荷の増加を最小限に抑制すること。

(3) 照明

- ア ZEBを達成するために必要な照明、配線、制御機器の改修により当該建築物の1次エネルギー消費量の削減を図ること。
- イ 照明の色温度は、市から変更指示のあるものを除き従前と同等にすること。
- ウ 照度基準はJIS基準によるものとする。
- エ 明るさセンサー、人感センサー等の制御機器を、適宜、効果的に配置すること。

(4) 再エネ

- ア 既存の太陽光発電設備を更新するものとする。なお、既存設備の劣化状況等を考慮し、効率的なZEB達成のために合理的な考え方にに基づき、一部の設備を更新対象外とすることができるものとする。
- イ ZEBの達成及び補助要件の充足に必要な範囲で、必要に応じて太陽光発電設備を増設すること。
- ウ 太陽光発電設備及び蓄電池は、災害時において、避難所として利用する室その他機能維持が必要な箇所へ給電できるものとする。なお、その他機能維持が必要な箇所とは、避難者の生活及び管理者の避難所運営において、最低限の機能維持が必要な箇所をいう。
- エ 太陽光発電設備は平時において発電した電力全てを自家消費できるものとし、補助要件を踏まえて余剰電力が発生した場合の適切な逆流対策等を行うこと。
- オ 蓄電池は基本的に系統からの充電は行わず、太陽光発電設備からのみ充電すること。
- カ 蓄電池は避難所として利用する室その他機能維持が必要な箇所において想定される電力需要に、悪天候時であっても24時間対応可能な容量以上の電池とすること。また、太陽光発電設備を併用することによって、連続給電を可能とすること。
- キ 蓄電システムは設定電力値を超過すると蓄電池から放電するピークカット運転の機能を有すること。
- ク 太陽光発電設備並びに蓄電システムは地震時の機能維持を確保するための対策として「建設設備耐震設計・施工指針」等に基づき耐震性を確保すること。耐震クラスはSとする。
- ケ 設置する太陽光発電設備、架台は自重、風圧等の荷重に耐えられることを確

認し荷重検討書を提出すること。また、耐久性や耐候性を確保すること。
コ 既設建築物の上に太陽光発電設備を設置する場合は構造計算を実施し、設置による影響を確認すること。

(5) BEMS

- ア 基本改修設計で更新対象としている制御機器は必ず更新対象とすることとし、その他の設備についてはZEBの達成及び補助要件の充足に必要な設備の設置等を行うこと。
- イ 計量区分、計測点、計測間隔、計測データ形式等は、補助事業の要件を満たすよう計画すること。
- ウ 1階機械監視員室において、中央監視設備により各室の機器の発停及び温湿度管理ができるようにすること。また、各施設の事務室や各室内においても、一定の対応ができるようにすること。
- エ 計測データは最低でも令和8年度末（令和9年3月31日）までのデータを保管できること。
- オ 必要十分なセキュリティ対策を実施すること。
- カ デマンドコントロールなど制御機能を有する場合、制御の実施が把握できるように制御ログを取得、保存できること。
- キ 制御盤、警報機、計測盤の新設が必要な場合には、個別に適切な設置場所を計画すること。

(6) その他

- ア 受変電設備、衛生設備等のその他設備及び外皮（開口部、外壁等）については、部位・設備の劣化状況等を考慮したうえで、ZEBの達成、施設の安定的な管理運営等のために必要な場合には改修を行うこと。
- イ 飛散防止フィルムを使用する場合にはガラスの熱割れ計算を行うこと。
- ウ 既存の外皮性能は竣工図より確認すること。
- エ 基本改修設計で撤去対象としている設備機器等は必ず撤去すること。また、本業務により不使用となる設備機器等も撤去することとする。なお、撤去に要する経費や影響範囲、安全性等の諸条件を考慮し、合理的な考え方にに基づき、一部の設備機器等を残置することができるものとする。
- オ 構造体の安全性を確認するため、必要に応じて建築基準法第20条に基づく構造計算を実施し確認を行うこと。
- カ 必要に応じてPCB含有分析を行い報告すること。

3 業務別の要求仕様

(1) 設計等業務

- ア 一般的要件（ZEB化実施設計業務）
 - (7) 設計業務着手前に業務期間中における手戻りが発生しないよう、事前調査を適切に実施し、市と十分協議すること。
 - (イ) 事前調査により設備の設置等に支障をきたす状況が想定された場合は市に

報告し協議を行うこと。なお、消防法に準拠し救助袋の下部、避難経路等には機器類を設置しないこと。

- (ウ) 将来の施設全体の維持管理、機器更新、機器の移設・増設、その他工事等を考慮し、最適な改修計画となるよう設計を行うこと。
- (エ) 本要求水準書に記載なき事項についても、設計上当然必要と推測される場合は、事業者の負担により完全に実施すること。
- (オ) エネルギー削減効果の算出には、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）WEBPROを使用すること。
- (カ) 設備更新等に伴う電気容量の調査・検討を行い、市に報告すること。
- (キ) 省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督職員に承諾を受けること。
- (ク) ZEBを効果的に達成するため、技術提案時に想定した施工業務の内容が変更となり、補助金が採択された場合の事業費が提案額（参考見積額）から増減する場合には、変更理由書（任意様式）提出のうえ、市と協議を行い、承諾を得ること。
- (ケ) 実施設計図を作成すると共に、設備機器単価、配管数量等が確認できる内訳明細のある見積書（以下、「内訳明細書」という）を作成する積算業務を行うこと。なお内訳明細書は補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分し、設備類型ごとの内訳費用が明確に分かるように作成すること。
- (コ) 実施設計（実施設計図作成、内訳明細書作成並びに発注者協議・決定）は、補助金申請及び契約議案を提案する市議会までに余裕をもって完了すること。
- (ク) 実施設計の完了前に、要求水準以上の品質で整備する計画であることを提示し、市の承認を得ること。
- (ク) 施工後の光熱費等ランニングコストを算出すること。

イ 諸官庁との調整業務

- (ア) 諸官庁への必要な届出、手続等については遅滞なく行うこと。

ウ 書類・図書等の提出

- (ア) 本業務において他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて提出すること。
- (イ) 事業者は、「5 提出書類」に記載のある書類を作成し管理すること。また、市の確認を受けること。

エ 申請業務

- (ア) 本事業の実施にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に実施すること。また、市に報告すること。

オ 検査業務

- (ア) 設計完了後速やかに自主検査を実施し、自主検査完了後に市の完了検査を受けること。時期等は協議により決定する。なお、完了検査の指摘事項は、すみやかに修正を完了させ市に報告すること。

カ 報告業務

- (ア) 事業者は業務の進捗状況や必要な提出書類を市に定期的に報告すること。

キ 関連業務

- (ア) 基本改修設計修正業務においては、Z E B化実施設計の内容を踏まえ、エネルギー消費性能の向上や円滑な機器調達等総合的な視点から、必要となる基本改修設計の修正を行うこと。
- (イ) 基本改修設計修正業務の提出書類等は、実施する修正内容を踏まえ、市と協議のうえ決定するものとする。
- (ロ) 補助金の申請及び完了報告にあたり必要となる一連の事務について、事業者が主体となり実施し、市の支援を行うこと。
- (ハ) 補助金申請後及び完了報告後に必要となる関係書類の修正等についても、適切かつ速やかに対応すること。
- (ニ) 建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S）におけるZ E B認証取得手続きは、補助金採択後、速やかに行うこと。なお、B E L S認証取得に必要な経費は契約額に含むものとする。

(2) 施工業務

ア 一般的要件

- (ア) 施設運営に十分配慮するとともに、工程管理、安全管理、施工管理を行い、事故が発生しないよう安全に施工を進めること。
- (イ) 工事施工等、必要となる各種申請、届出等は、事業者の責任・費用において行うこと。また、仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、事業者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
- (ロ) 工事中、第三者及び他の施設等に損傷を与えた場合は市と速やかに協議し、無償にて復旧対応すること。
- (ハ) 建設工事保険、火災保険、社会保険等に参加すること。
- (ニ) 既設空調設備は、施設運営上支障をきたさないよう長期間停止することを避けること。
- (ホ) 通勤車両については、工事現場及び近隣道路等への駐車は厳に慎み、事業者の責任において確保すること。
- (ヘ) 電気、ガス、水道を含めた設備等について停止する場合は、事前に市と協議し、施設運営に支障をきたす場合は必要に応じて代替措置を講ずること。
- (ヘ) 本要求水準書に記載なき事項についても、設置、使用上当然必要と推測される場合は、事業者の負担により完全に実施すること。
- (ケ) 本業務で導入した設備等には、既存設備との区別を明確にするために、設置年月日、事業者名等を標示すること。
- (コ) 竣工図を作成すると共に、最終の内訳明細書を作成すること。

イ 工事用電力、水道、ガス

- (ア) 設備等の試運転調整を含めた工事期間中に要する工事用電力、水道、液化石油ガスは事業者の負担とする。

ウ 現場作業日、作業時間

- (ア) 現場作業日、作業時間は、本施設で実施する講座・講習、イベント、行事に配慮し、市と協議のうえ早期に計画すること。
- (イ) 現場作業時間は原則として、8時45分から17時00分までとし、夜間は工事を行わないこと。やむを得ず、作業を行う場合は、近隣に配慮し、事前に

計画書を提出し、市の了解を得たうえで作業を行うこと。

エ 現場管理

- (ア) 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- (イ) 建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。
- (ウ) 工事期間中、常に工事日報等を整備された状態にすること。
- (エ) 工事用車両の駐車場及び資材置場等は、敷地内の空きスペースを使用可能とする。但し、位置とともに安全管理を徹底し、事前に市と協議すること。
- (オ) 工事用車両は交通ルールを厳守し、施設敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等の発生を防止すること。
- (カ) 低騒音・低振動型建設機械を使用すること。
- (キ) 本施設の敷地内及び敷地周辺近隣地域においては禁煙とする。
- (ク) 工事期間中、本施設の敷地内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任にて適正に行うこと。
- (ケ) 現場事務所は市と協議の上敷地内に設置することができる。
- (コ) 工事関係者が使用するトイレは、仮設トイレを設置する等、市と協議の上決定する。
- (サ) 機械警備システムが工事上支障となる場合、市及び市が委託する警備管理業者と協議のうえ、事業者の負担により仮設配線工事等の必要な措置を講じる。
- (シ) 火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼働できない場合には、市消防本部、市及びその他関係機関と協議し、事業者の負担により適切な代替措置を講じる。
- (ス) 施設内のLAN設備等が施工上支障となる場合、市と協議のうえ、事業者の負担により必要な措置を講じる。
- (セ) 外壁等にアンカーを打設する場合は薬液等で湿らせてから集じん装置付きドリルを用いて行うこと。設備配管の貫通等のコア抜きを行う場合は、事前に位置について市と協議し承認を得ること。また、当該部分にアスベスト含有材の有無を確認し、適正な措置を取ること。
- (ソ) 現場作業の騒音、振動低減に努めるとともに、騒音、振動のおそれがある場合は、事前に市と協議し、施設運営上、支障をきたさないように配慮すること。
- (タ) 工事に支障となる備品の移動（引っ越し）は業務内で行うこと。
- (チ) 本施設において、他の工事や作業が行われる場合は、市を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めること。
- (ツ) 産業廃棄物及び残土は適正処理を行うこと。また関係書類を提出すること。

オ 非常時・緊急時の対応

- (ア) 事故、火災等への対応について、事業者はあらかじめ防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。また、市へ通報すること。

カ 試運転・取扱い説明

(7) 設備等の供用開始前に、試運転調整を実施すること。また、試運転調整記録を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、試運転調整結果がメーカー基準値等の判定基準を満足しない場合は、適正な是正処置を講じること。

(イ) 事業者は、設備等の供用開始前に取扱説明書とは別に施設職員向けに簡易操作マニュアルを作成し説明会を実施すること。時期は市との協議による。

キ 諸官庁との調整業務

(7) 諸官庁への必要な届出、手続等については遅滞なく行うこと。着工時に諸官庁届出リストを作成し内容と時期の確認を行い、工程の遅れにならないようにすること。手続き費用は事業者の負担とする。

(イ) 工事に関連して市が行う手続きや検査に協力し、必要に応じて市の指示により必要な労務及び作業の協力を行うこと。

ク 近隣住民への配慮

(7) 工事に先立ち、市民に周知をするための工事案内文を作成し、市に提出すること。また、市の要請に応じて、その他説明資料の作成等に協力すること。

(イ) 工事に先立ち、工事案内文を近隣住民へ配付・説明すること。配付する範囲は、原則として隣接する住宅等とするが、事前に市と協議すること。

(ウ) 近隣住宅地に対する施工時の騒音及び振動については十分に配慮すること。

(エ) 公道からの車両進入等については、安全に十分配慮すること。工事車両進入口に交通誘導員を1名配置し、状況に応じ増員する等安全対策を確実に行うこと。また、工事車両による搬出入に関しては適宜、散乱防止処置及び洗車を行うこと。

ケ 書類・図書等の提出

(7) 本業務において他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて提出すること。

(イ) 事業者は、「5 提出書類」に記載のある書類を作成し管理すること。また、市の確認を受けること。

コ 申請業務

(7) 茨木市公害防止条例等に基づき、隣地境界における騒音測定を実施し、測定記録を市に提出すること。

(イ) 事業者は、本事業に伴い諸官庁検査を要する工事が発生した場合は、必要に応じて検査に立会うこと。また、検査記録を含めた諸官庁届出書類を確認し、検査結果を市に報告すること。

サ 検査業務

(7) 事業者は工事完了後速やかに自主検査を実施すること。

(イ) 事業者は、自主検査及び工事監理者による監理者検査完了後、検査結果を市に報告すること。なお、市は必要に応じて事業者の自主検査に立ち会うことができることとする。

(ウ) 事業者は、上記の自主検査、監理者検査を実施後、市の完了検査を受けること。なお、指摘事項は、設備供用開始前日までに速やかに是正工事を完了させ、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得ること。

- (エ) 事業者は、施設利用環境の早期改善のため、部分使用が可能となるよう努めること。なお、市が部分使用を行うにあたり必要な検査を受けること。
- (オ) 工事検査については、茨木市建設工事等検査要綱により実施する。また、工事検査の必要書類は同要綱に規定するものとする。

ク 報告業務

- (ア) 事業者は、打合せ記録、業務の進捗状況や必要な提出書類を市に定期的に報告すること。

ケ 感染症予防

- (ア) 感染症予防として、国土交通省が発した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守し、感染症が発生しないよう万全な対策を講じること。また、当該ガイドラインの改訂があった場合、又は新たに新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドライン等が策定された場合も、当該内容を適宜対応すること。大阪府又は市が同類のガイドライン等を示した場合も同様とする。
- (イ) 市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ない事由がある場合においては、工事の中止又は工期変更を求めることができる。
- (ロ) 事業者は、新型コロナウイルス感染症発生又はまん延等、事業者の責めに帰すことのできない事由により工事継続が困難な場合は、市に対し、工事の中止又は工期変更を求めることができる。
- (ハ) 事業者は、工事関係者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、速やかに市に報告すること。また、当該報告後、新型コロナウイルス感染症の発生により損害を生じた場合は、その状況も報告すること。
- (ニ) 感染症の発生等により工事現場消毒のために要した費用については、事業者が負担するものとする。

コ その他留意事項

- (ア) 本工事は、電子納品対象工事とする。
- (イ) 本工事は、工事实績情報サービスであるコリンズ・テクリス（J A C I C）の対象工事である。
- (ロ) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用する場合は、建設業退職金共済証紙受払簿等関係書類を整備し、完了時にその写しを提出すること。
- (ハ) 各看板の設置として、市要綱によるコスト表記看板、労災保険関係成立票、建設業許可、建設業退職金共済制度の適用事業主工事現場であることを示す標識、施工体系図及び石綿事前調査結果等の看板を本施設に設置すること。

(3) 工事監理業務

ア 一般的事項

- (ア) 工事監理業務は補助金が採択された場合のZ E B化改修において行うこと。
- (イ) 事業者が選任した工事監理業務の管理技術者は、以下の業務のほか、工事の適切な監理に必要な業務を行うこと。
 - ・設置、撤去及び関連工事等業務の工事監理

- ・設置、撤去及び関連工事等業務で作成する書類、図書の審査
 - ・協議記録の作成及び市への提出
- (ウ) 工事監理は平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一. 2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務の内容とする。
- (エ) 工事監理内容について、業務計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合議事録を作成して相互に確認できるように提案すること。
- (オ) 本要求水準書に記載なき事項についても、工事監理上当然必要と推測される場合は、事業者の負担により完全実施すること。
- イ 諸官庁との調整業務
- (ア) 諸官庁への必要な届出、手続等については遅滞なく行うこと。
- ウ 書類・図書等の提出
- (ア) 本事業において他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて提出すること。
- (イ) 事業者は、「5 提出書類」に記載のある書類を作成し管理すること。また、市の確認を受けること。
- エ 申請業務
- (ア) 本事業の実施にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に実施すること。また、市に報告すること。
- オ 検査業務
- (ア) 事業者は、施工業務の自主検査完了後速やかに監理者検査を実施すること。また、市に報告すること。
- カ 報告業務
- (ア) 事業者は業務の進捗状況や必要な提出書類を市に定期的に報告すること。
- キ 市が行う完了検査
- (ア) 事業者は、完了確認に必要な工事完成図書を作成し、市に提出する。
- (イ) 市は、事業者による前項の完了検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完了検査を実施する

4 リスク分担表

本業務で想定されるリスク及び発注者と事業者のリスク分担は、次表（案）を基本とするが、詳細は優先交渉権者として決定後から設計・施工契約までの間に協議の上、決定する。

【定義】

発注者：茨木市

事業者：設計等業務、施工業務、工事監理業務を行う事業者

設備：本事業にて設置する全ての機器、配管、配線、基礎等を示す

1 共通

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
実施要領	実施要項の記載事項の誤り、又は変更に係るリスク	✓	
要求水準書	要求水準書の変更に伴うリスク	✓	
	事業者が要求水準書を満たせないリスク（ただし、前記要求水準書の変更がなされた場合を除く）		✓
応募	応募費用の負担に関するリスク		✓
契約	発注者の責めに帰すべき事由により締結できない場合又は延期の場合のリスク（契約に係る議決が得られない場合は除く）	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により締結できない場合又は延期の場合のリスク		✓
物価変動	物価・労務費変動のリスク（変動の程度により協議）	✓	✓
法令の変更	本業務に直接関連する法令（税制度を除く）の新設又は改正に伴う発注者による大幅な仕様等の変更に係るリスク	✓	
	本業務に直接関連する法令（税制度を除く）の新設又は改正に伴う上記以外の変更に係るリスク		✓
税制度の変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新設に伴うリスク		✓
	消費税率の変更、新たな税項目の設定等、上記以外の税制度の変更に係るリスク	✓	✓
許認可取得	発注者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合		✓
住民対応	発注者が行う業務又は発注者の責めに帰すべき事由による住民運動、訴訟等のリスク	✓	
	事業者が行う業務又は事業者の責めに帰すべき事由による住民運動、訴訟等のリスク		✓
環境問題 ※騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・臭気等	発注者が行う業務又は発注者の責めに帰すべき事由による環境問題のリスク	✓	
	事業者が行う業務又は事業者の責めに帰すべき事由による環境問題のリスク		✓
セキュリティ	発注者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク		✓
自然災害等 （保険適用外の事由による）	自然災害、暴動、騒乱等のうち、発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的事象によるリスク	✓	
債務不履行	発注者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク		✓

2 設計・施工・工事監理

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
測量・調査	発注者が実施する測量・調査に誤りがあることに起因するリスク（参考資料として貸与する図書については対象外とする）	✓	
	事業者が実施する測量・調査に誤りがあることに起因するリスク		✓
用地瑕疵	計画用地の瑕疵によるリスク	✓	
設計変更	発注者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク		✓
設備損傷	発注者の責めに帰すべき事由による工事中の設備、既設設備及び建物の損傷に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による工事中の設備、既設設備及び建物の損傷に係るリスク		✓
	第三者の責めに帰すべき事由による工事中の設備、既設設備及び建物の損傷に係るリスク		✓
建設費増大	発注者の責めに帰すべき事由による工事費用増大に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による工事費用増大に係るリスク		✓
工事監理	発注者が実施する工事監理が不適切であることに起因するリスク	✓	
	事業者が実施する工事監理が不適切であることに起因するリスク		✓
工期遅延	発注者の責めに帰すべき事由による工期遅延に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による工期遅延に係るリスク		✓
供用遅延	発注者の責めに帰すべき事由により、設備の供用開始が遅延するリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により、設備の供用開始が遅延するリスク		✓
機器・備品	発注者が調達する機器、備品における不具合に係るリスク	✓	
	事業者が調達する機器、備品における不具合に係るリスク		✓

5 提出書類

(1) 設計等業務【その1】における提出資料

ア 着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
管理技術者（設計等業務）の通知書	1	A 4	○	—	
設計等担当技術者の通知書	1	A 4	○	—	
設計等業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書（資格証・免許証の写し添付）を含む) ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制 等	1	任意	○	—	

イ 業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	3	A 4	○	○	
打合せに必要な設計資料 (議事次第、議事録、課題管理シート、デイリースケジュール、省エネルギー関係計算書、熱負荷計算書、機器選定計算書、騒音計算書、構造検討書、照度計算書、補助金申請書類、他各種検討資料等)	1	A 4	○	○	※紙資料は会議参加人数分

ウ 業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計計算書	5	任意	○	○	国交省基準
ランニングコスト試算結果	1	任意	○	○	
実施設計図書 ・建築（総合） ・電気設備 ・機械設備	2	A 1 2つ折製本	○	○	電子データはCADとし、ファイル形式はJWWとPDFの両方とする
	3	A 3 2つ折製本	○	○	
工事費内訳明細書 (数量調書、代価表等の積算資料を含む)	3	A 4	○	○	電子データのファイル形式はエクセルとPDFの両方とする
その他作成資料	3	A 4	○	○	電子データのファ

<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー関係計算書 ・エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版） ・幹線容量計算書 ・負荷容量計算書 ・改修前後の照度計算書、照度分布図 ・絶縁測定結果報告書 ・設備設置の影響を確認する構造計算書 ・設計説明書 ・概略工事工程表 ・施設使用条件書 ・機器選定比較表 					イル形式はエクセル等編集可能な汎用ファイル形式とPDFの両方とする
補助金申請書類の案	3	A 4	○	○	必要となる一式
関係官庁届出書類	1	A 4	○	—	
自主検査記録	1	任意	○	—	

注1 設計図書はZ E B化実施設計分及び基本改修設計修正分を作成すること。

注2 設計図書は設計の内容に応じて作成するものとし、作成する設計図の種類について、事前に監督職員の承認を得ること。

注3 設計図書等については、工事種目、工事科目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜付けること。

注4 成果物のファイル形式は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定すること。

(2) 設計等業務【その2】における提出資料

ア 着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
管理技術者（設計等業務）の通知書	1	A 4	○	—	設計等業務【その1】と変更がない場合には提出不要
設計等担当技術者の通知書	1	A 4	○	—	
設計等業務計画書 <ul style="list-style-type: none"> ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 （担当技術者名簿、業務分担表、経歴書（資格証・免許証の写し添付）を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制 等 	1	任意	○	—	

イ 業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	3	A 4	○	○	
打合せに必要な設計資料 （補助金完了実績報告書案等）	1	A 4	○	○	※紙資料は会議参加人数分

ウ 業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
補助金完了実績報告書類の案	3	A 4	○	○	必要となる一式
建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS評価書)	3	A 4	○	○	
その他作成資料	3	A 4	○	○	電子データのファイル形式はエクセル等編集可能な汎用ファイル形式とPDFの両方とする

(3) 施工業務における提出資料

茨木市工事関係提出書類を提出すること。

他、以下の書類を提出すること。

ア 着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
監理技術者の通知書	1	A 4	○	—	
現場代理人の通知書	1	A 4	○	—	
施工担当者の通知書	1	A 4	○	—	
施工計画書 ・ 工事概要 ・ 計画工程表 ・ 現場組織表 ・ 安全管理 ・ 施工方法 ・ 施工管理計画 ・ 緊急時の体制及び対応 ・ 交通管理 ・ 環境対策 ・ 現場作業環境の整備 ・ その他発注者の求める内容 等	1	A 3	○	—	

イ 業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	3	A 4	○	○	
打合せに必要な施工資料	※	任意	○	○	※会議参加人数分

ウ 業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
試験結果報告書 (試運転調整記録を含む)	1	任意	○	—	
隣地境界における騒音測定記録	1	A 4	○	—	
簡易操作マニュアル	1	A 4	○	○	
諸官庁届出書類の写し (検査記録を含む)	1	A 4	○	—	
自主検査記録	1	任意	○	—	
工事費内訳明細書 (数量調書、代価表等の積算資料を含む)	1	A 4	○	○	
機器設備台帳	1	任意	○	○	
竣工図	2	A 1	○	○	電子データはC A Dとし、ファイル形式はJ W WとP D Fの両方とする
	2	A 3	○	○	
工事写真(着工前、完成後)	1	任意	○	○	
他完成図書類 ・竣工図画像データ (T I F Fファイル、解像度 300dpi 以上、G 4圧縮形式) ・保全関係書類 (各種保証書、取扱説明書) ・施工体系図 ・仕上表及び主要な使用材料一覧表 ・内訳明細と対比した数量表と納品書 ・機器完成図 ・各種保証書 ・備品・鍵引渡書 等	2	任意	○	○	

注 工事関係書類様式については、市が指定する。

(4) 工事監理業務における提出資料

ア 着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
管理技術者（工事監理等業務）の通知書	1	A 4	○	—	
工事監理担当技術者の通知書	1	A 4	○	—	
工事監理業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書（資格証・免許証の写し添付）を含む) ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制 等	1	任意	○	—	

イ 業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
月次報告書（工事監理日報、打合せ議事録等）	1	A 4	○	○	

ウ 業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
監理者検査記録	1	任意	○	—	